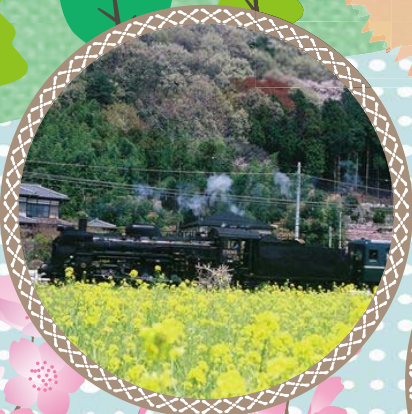
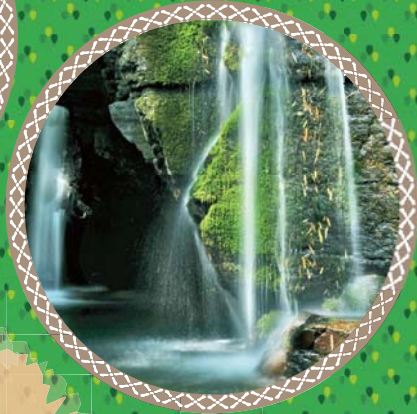


第2次寄居町環境基本計画

豊かな水と
緑・歴史に包まれ、
環境にやさしい
暮らしが息づくまち



ごあいさつ

寄居町は、豊かな緑と清らかな流れの荒川を擁し、恵まれた自然環境のなかにあります。この風光明媚な環境のもとで、環境省から風布川・日本水が「名水百選」に、国土交通省から町全域が「水の郷百選」に、林野庁から日本水の森が「水源の森百選」の認定を受け、『水の三冠王』として、町内外に知られています。これは寄居町民の水に対する意識の高さのあらわれであるといえます。



このように寄居町では、恵まれた環境の中で暮らしが営まれ、文化が培われてきましたが、都市化が進むにつれ、廃棄物の増加や生活排水等による河川の水質汚濁、開発による自然の減少や外来生物の侵入による生態系への悪い影響など、身近なところで様々な環境問題が生じてきています。

このような情勢を踏まえ、今回、「寄居町環境基本計画」の見直しを行いました。新たな第2次寄居町環境基本計画では、「豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして」、「健康で安心・安全に生活できるまちをめざして」、「快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして」、「環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして」、「共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして」という5つの環境行動プロジェクトを示し、それらを実現するための20の取り組みを展開してまいります。

町の目指すべき環境像として掲げた「豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち」を目指し、町民・事業者のみなさんと連携を図り、行動し、望ましい環境像の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました環境審議会の委員のみなさま、アンケート調査にご協力をいただきました町民、事業者、小学生のみなさまに心から感謝を申し上げます。

平成29年4月

寄居町長 花輪 利一郎

第2次寄居町環境基本計画

目次

第1章 計画の背景と目的	1
1-1 計画策定の背景	1
1-2 計画策定の主旨	1
1-3 計画の性格	2
1-4 計画の期間	2
1-5 計画が対象とする環境の分野・範囲	3
第2章 計画課題の整理	4
2-1 自然環境の課題	4
2-2 生活環境の課題	5
2-3 快適環境の課題	5
2-4 地球環境の課題	6
2-5 協働の課題	7
第3章 寄居町の環境目標	8
3-1 寄居町の望ましい環境像	8
3-2 環境保全行動プロジェクトと取り組みの方針	9
3-3 取り組みの体系	10
第4章 寄居町の環境保全行動プロジェクト	12
プロジェクト1 豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして	12
プロジェクト2 健康で安心・安全に生活できるまちをめざして	17
プロジェクト3 快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして	24
プロジェクト4 環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして	29
プロジェクト5 共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして	35
第5章 計画の進行管理	38
5-1 各主体の役割	38
5-2 計画の進行管理	40
資料1 寄居町環境基本条例	42
資料2 寄居町環境審議会規則	46
資料3 環境用語集	47

第1章 計画の背景と目的

1-1 計画策定の背景

私たちの寄居町は、町域の多くが県立長瀬玉淀自然公園に指定され、また、日本百名城・鉢形城が所在するなど、自然環境の恵みが豊かで、古くからひらかれた歴史をもっている町です。

なかでも水環境は、環境省から風布川・日本水が「名水百選」に、国土交通省から町全域が「水の郷百選」に、林野庁から日本水の森が「水源の森百選」の認定を受けるなど、豊かで清らかな「水」は心のオアシスとして町の誇りになっています。

このように寄居町では、恵まれた環境の中で暮らしが営まれ、文化が培われてきましたが、都市化が進むにつれ、廃棄物の増加や生活排水による河川の水質汚濁、開発による自然の減少や生態系への影響など身近な環境問題が生じてきました。また、化石燃料の大量消費に伴う地球温暖化など、地球規模の問題への対応も求められています。

町では複雑・多様化した環境問題に対応するため、平成17年3月、寄居町環境基本計画を策定し、総合的な環境保全施策を展開し、廃棄物の減量や環境にやさしいライフスタイルの普及などに一定の成果を挙げてきました。

一方、計画期間中には東日本大震災に伴う原子力発電所の停止により、我が国のエネルギー施策が大きく転換したほか、気象災害の甚大化など地球温暖化の影響がより顕在化しつつあり、一層の対策の強化が求められています。また、少子高齢化・人口減少社会の本格的な到来を迎え、市街地の拡散を抑制し、公共交通を活かしたコンパクトなまちづくりが求められるなど、環境と関連する新たな潮流も生じています。

本計画は寄居町環境基本計画の第1次の計画期間を終え、新たに改訂した第2次計画となります。第2次計画においては、第1次計画における成果・課題を踏まえた環境施策の見直しを図るとともに、社会動向の変化に対応するための新たな環境施策を展開していきます。

1-2 計画策定の主旨

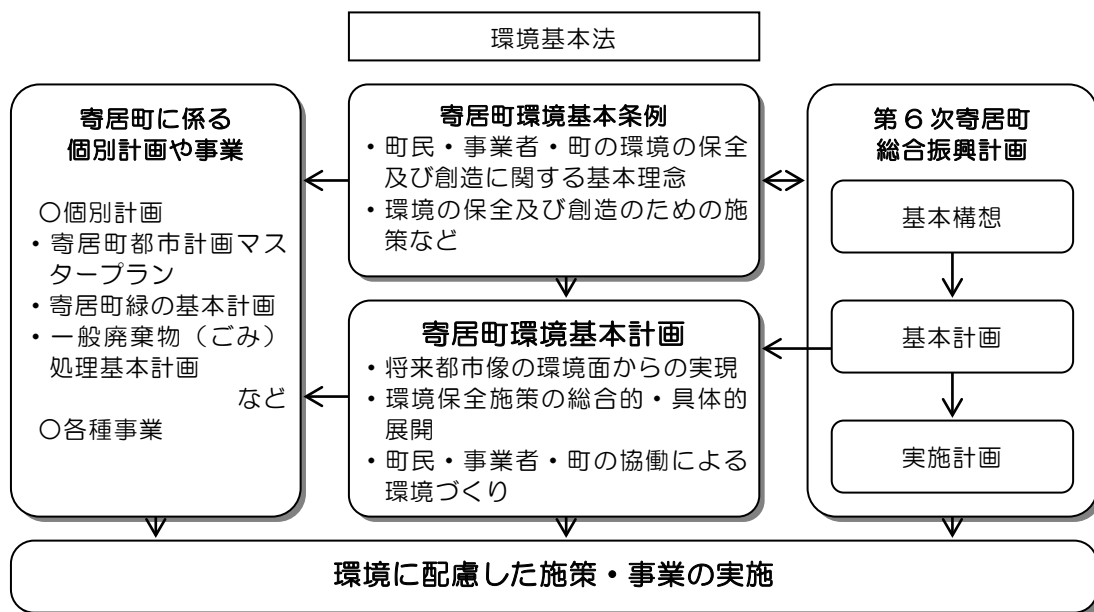
寄居町環境基本計画は、第6次寄居町総合振興計画に掲げる本町の将来像である「可能性^{むげんだい} ∞ 笑顔満タン よりいまち」の実現を環境面から目指すものです。

本計画は、国の環境基本計画や埼玉県環境基本計画、環境保全活動への取り組み等と連携しつつ、本町の恵まれた自然を守り育て、町民、事業者、町の協働のもと、健康で快適な環境を築いていくための計画とします。

1-3 計画の性格

本計画は、本町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「寄居町環境基本条例」に基づくものです。

本町の環境の保全及び創造に向けての目標及び施策の大綱、計画の推進方策を示し、町民、事業者、町が協働して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものです。



1-4 計画の期間

本計画は、平成 29 年度(2017 年度)を初年度とし、目標年度を平成 38 年度(2026 年度)とした 10 年間の計画とします。

計画の推進にあたっては、進捗状況を点検するとともに、経済社会の変化や町の制度・整備等の進み具合に合わせて、適宜見直しを行うこととします。

1-5 計画が対象とする環境の分野・範囲

1. 環境の分野

本計画で対象とする環境の分野は、以下のとおりとします。

自然環境

自然環境とは、動植物や生態系、水資源に関わる環境です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わる要素が含まれます。

生活環境

生活環境とは、日常の生活活動や事業活動に関わる環境です。健康や安全など都市生活型公害に関わる要素が含まれます。

快適環境

快適環境とは、生活にやすらぎと潤いを与える環境です。公園や景観、環境美化、歴史・文化などに関わる要素が含まれます。

地球環境

地球環境とは、地域や国を超えた全地球的な視点に立った環境です。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など身近な生活活動や事業活動が与える地球への負荷に関わる要素が含まれます。

2. 対象とする範囲

本計画で対象とする範囲は、寄居町全域とします。ただし、環境保全には、近隣市町村や埼玉県、あるいは地球規模までの取り組みも求められるため、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。



第2章 計画課題の整理

寄居町の環境を取り巻く現況調査やアンケート調査などから明らかになった課題を以下に示します。

2-1 自然環境の課題

(1) 豊かな緑・水辺の保全

寄居町は、山地の森林や荒川水系の水辺に恵まれ、名水百選の風布川など、豊かな緑を背景とする清らかな「水」は町のシンボルともなっており、首都圏近郊の行楽地として多くの人に親しまれています。アンケート調査においても、町が快適な環境であるという理由として、緑・水辺などの豊かな自然をあげる意見は特に多くなっています。

しかしながら、管理不足により樹木の荒廃がみられるほか、一部の河川においては生活雑排水等により水質が悪化し、また、不法投棄による景観や生活環境面での問題も生じています。

町の誇りである豊かな自然環境を守っていくためには、自然環境と調和した計画的な土地利用を進めるとともに、地権者・町民・町が一体となって森林や水辺を維持管理・再生するなど、地域ぐるみで自然環境を守り・継承していく仕組みづくりが求められます。

(2) 農地の保全

里山の環境を構成する農地は、営農という活動を通じて、土砂流出防止や水の貯留、地温上昇緩和といった環境への多面的効果が発揮されます。

しかしながら、農業経営を取り巻く厳しい状況から、耕作放棄される農地が増加しつつあり、不法投棄の誘発や害虫の発生、景観の悪化などの問題が発生しています。

農地の多面的な効果を維持していくためには、地産地消の推進やブランド化・6次産業化など営農基盤の強化を進め、後継者の育成、耕作放棄地の解消などにつなげていく必要があります。

(3) 地域本来の生態系の保全

首都近郊にあって自然環境に恵まれる寄居町には、天然記念物「モウセンゴケ自生地」に代表される地域固有の生態系が残されています。

しかしながら、物流の拡大等にともない、帰化植物の侵入がみられるほか、近年、アライグマ等の特定外来生物やイノシシ等の野生動物による農業被害・生活環境被害なども増加しつつあります。

貴重な植生が残る山林・水辺等の保護を図るとともに、外来生物の拡散防止や捕獲等に取り組んでいく必要があります。

2-2 生活環境の課題

(1) 健全な生活環境の維持・保全

寄居町では、良好な大気質が維持されており、アンケート調査においてもきれいな空気、閑静な環境などが評価され、総合的には暮らしやすい健全な生活環境が保たれているといえます。

しかしながら、一部河川において生活雑排水等による水質の悪化がみられるほか、地区によっては騒音や悪臭など、快適な生活を損なう生活型公害なども生じています。

生活排水処理施設の整備等を推進し、水質の改善に取り組むほか、騒音や振動、悪臭等に関する指導や対策を実施し、良好な生活環境を維持していく必要があります。

(2) 新たな汚染物質等への対応

近年では、大気中の有害化学物質が及ぼす人体への悪影響について様々な研究が行われており、モニタリング等による監視を行うほか、新たな有害化学物質等に関する情報の収集や提供に努め、町民や事業者に適正な知識の普及を図っていく必要があります。

2-3 快適環境の課題

(1) コンパクトで持続可能な都市構造への転換

寄居町では少子高齢化が進むとともに、人口は平成 12 年以降、減少傾向に移行しています。

人口減少社会への対応として、中心市街地等の生活利便機能を強化し、高齢者等が公共交通により買い物や通院などが可能なコンパクトな都市構造へと転換していく必要があります。また、公園の充実や景観の向上を図るなど、移住・定住を促す魅力あるまちづくりにも努めていく必要があります。

(2) 歴史や景観を活かしたまちづくりの展開

城下町として、交易の拠点として発展してきた寄居町は、鉢形城跡をはじめとする様々な歴史・文化資源が残り、町の貴重な観光資源ともなっています。

町の代表的な歴史・文化資源である鉢形城跡の整備・管理・活用を進めるとともに、祭りや伝統行事等の継承に努めていく必要があります。

(3) 環境美化の推進

アンケート調査においては、寄居町が快適な環境ではない理由として、ごみのポイ捨てや不法投棄に関する回答が小学生をはじめとして数多く寄せられました。

環境美化の視点からごみのポイ捨て等がないように、マナー・モラル等の向上を図り、清潔な環境を目指していく必要があります。

2-4 地球環境の課題

(1) 地球温暖化対策の推進

近年、我が国においても気象災害が甚大化するなど、地球温暖化が原因と考えられる被害が顕在化しつつあります。また、平成 27 年の気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では「パリ協定」が採択され、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制する目標のもと、全ての国が参加する地球温暖化対策の枠組みが合意されました。国では COP21 に先立ち、2030 年度の温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で 26%削減する目標（日本の約束草案）を提出しており、今後、目標の達成に向けた具体的な対策に取り組んでいく必要があります。

寄居町では、これまでエコライフの啓発等に取り組み、エアコンの設定温度の適正化などは多くの町民において実践されています。

しかしながら、家庭や事業者から排出される温室効果ガスは、原発停止による電気の排出係数の上昇も影響し、平成 23 年以降増加傾向が続いており、今後、より着実な温室効果ガスの削減が求められます。

そのためには、暮らしや事業活動における省資源や省エネルギーなどの行動を一層普及するとともに、新エネルギーや省エネルギー型の家電・設備等の普及を促していく必要があります。

(2) 廃棄物の削減とリサイクルの推進

寄居町では、これまでのごみの減量化・リサイクルに向けた啓発活動や分別収集などの取り組みにより、家庭系ごみ、事業系ごみは徐々に減少してきました。アンケート調査においてもごみの分別はほとんどの町民において実践され、リサイクルへの協力、買い物袋の持参などの行動も広がりをみせています

また、寄居町には、県により彩の国資源循環工場が整備され、先端技術を有する民間リサイクル施設が集積し、様々な廃棄物の資源化に取り組んでいます。

しかしながら、近年においては町民 1 人あたりのごみ排出量の減少は停滞しつつあり、一層のごみ分別の徹底、リサイクルの推進等に取り組んでいく必要があります。

2-5 協働の課題

(1) 町民・事業者・町の協働による環境保全行動の推進

今日の環境問題は、町民・事業者・町など社会を構成する全ての主体が、環境の負荷に何らかの関わりをも持つ当事者ともなっており、環境問題の解決のためには3者の主体的な行動に加え、連携・協働による取り組みを広げていくことが重要となります。

そのためには、住民団体等が自主的に取り組む活動を支援するとともに、団体間の交流や連携を促す仕組み等を検討していく必要があります。

また、近年、事業者による森づくり活動などははじめられており、事業者の人材やノウハウ等を活かし、町民や町と連携する機会の拡大なども検討していく必要があります。

(2) 環境に関する情報の共有・発信

協働により取り組みを拡大していく上では、町の環境の現状や課題、新たな環境問題に関する正しい知識などを各主体が共有できる体制を構築していく必要があります。

広報等による情報発信を充実するとともに、インターネット等を活用し、誰もが環境関連情報にアクセスでき、情報を交換できる仕組みなどを検討していく必要があります。

(3) 環境学習機会の充実

私たちを取り巻く環境問題に対して正しい認識と知識を持ち、環境にやさしい町民として行動できるように、環境保全に向けて努力する心を育てていくことが重要です。

そのためには、小・中学校における環境教育の充実、公民館活動等と連携した環境学習の展開など、全ての町民が環境に関心を持ち、学習できる体制を充実していく必要があります。

第3章 寄居町の環境目標

3-1 寄居町の望ましい環境像

第6次寄居町総合振興計画では、町民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍する無限の可能性を引き出すまちを目指し、『可能性^{むげんだい} ∞ 笑顔満タン よりいまち』を、未来に向かって寄居町が目指す姿として掲げています。また、その実現に向け、5つの基本目標を定めており、このうち環境関連の目標として『基本目標④ 安全で環境への配慮と利便性を備えたコンパクトなまち』及び『基本目標⑤ 悠久の歴史と爽やかな自然のなかで豊かさを感じられるまち』を位置づけています。

寄居町環境基本計画では第6次寄居町総合振興計画の基本目標を受け、地域の生活環境・地球環境への配慮、利便性を備えた環境負荷の低いコンパクトなまちづくり、豊かな自然や歴史・文化の保全と活用などをこれからの環境づくりの柱ととらえ、町民・事業者・町の三者で実現すべき望ましい環境像を以下のように設定します。

【望ましい環境像】

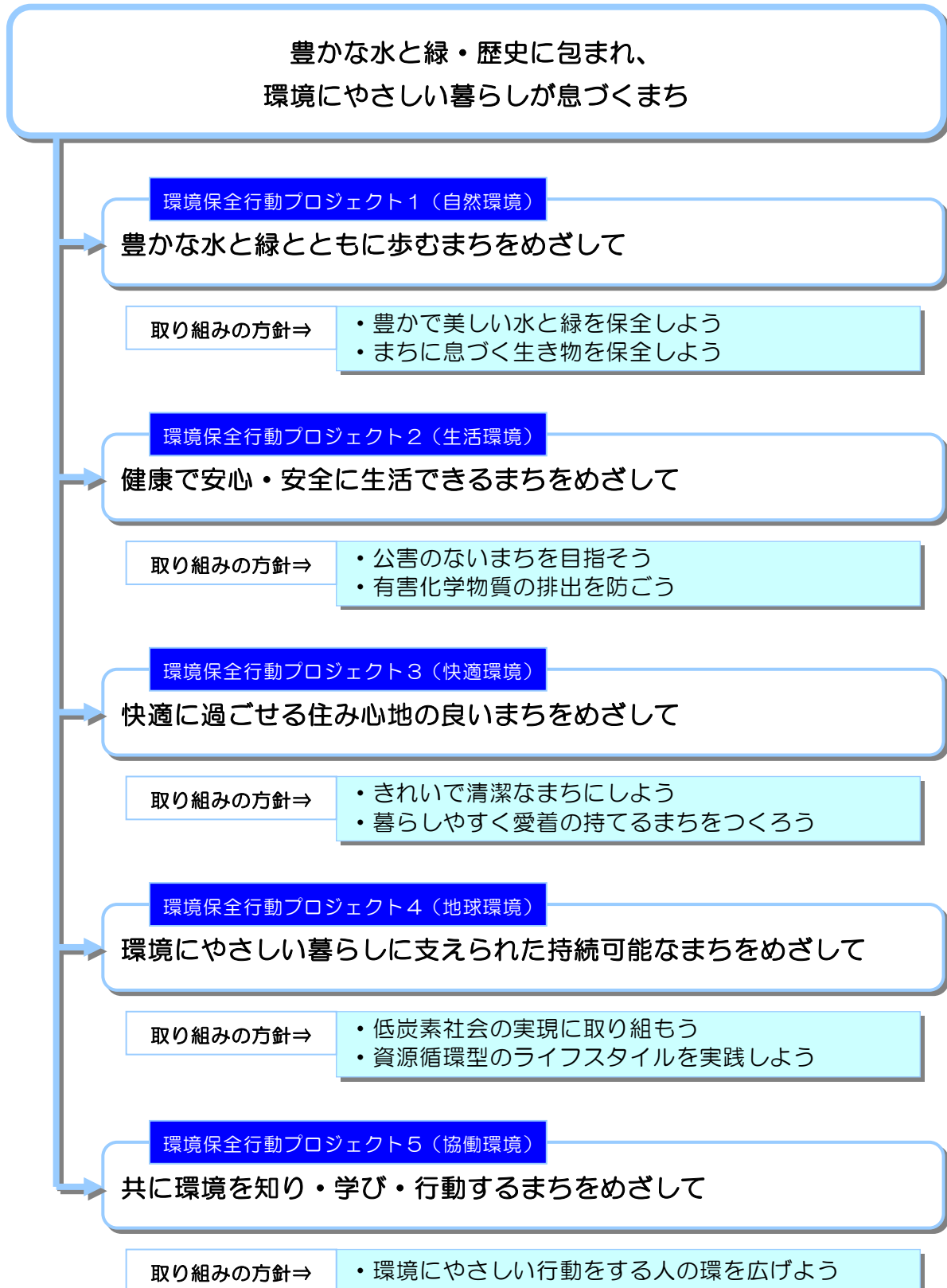
**豊かな水と緑・歴史に包まれ、
環境にやさしい暮らしが息づくまち**

【将来の環境イメージ】

- 季節感豊かな山の緑や清らかな河川の流れ、のどかな田園など、身近に美しい自然が広がり、日々触れ合うことができ、ゆとり・豊かさを感じられます。
- きれいな空気、閑静な環境など、暮らしやすい寄居の住環境が保たれ、町の隅々まで行きわたっています。
- 町と町民・事業者⇒町民・事業者・町の協力により公園などの維持管理活動などが行われ、清潔で整った街並みが保たれています。
- 駅周辺に生活利便な市街地が形成され、自家用車に頼らずとも買い物や通院のできる、人にも環境にもやさしいコンパクトなまちが実現しています。
- 鉢形城跡に代表される歴史・文化が薫り、祭りや古くからの伝統行事が活発に行われるなど、地域性豊かなコミュニティが形成されています。
- 環境保全意識が広く町民に共有され、資源やエネルギーを大切にする循環型・低炭素型の暮らし・事業活動があたりまえのように行われています。

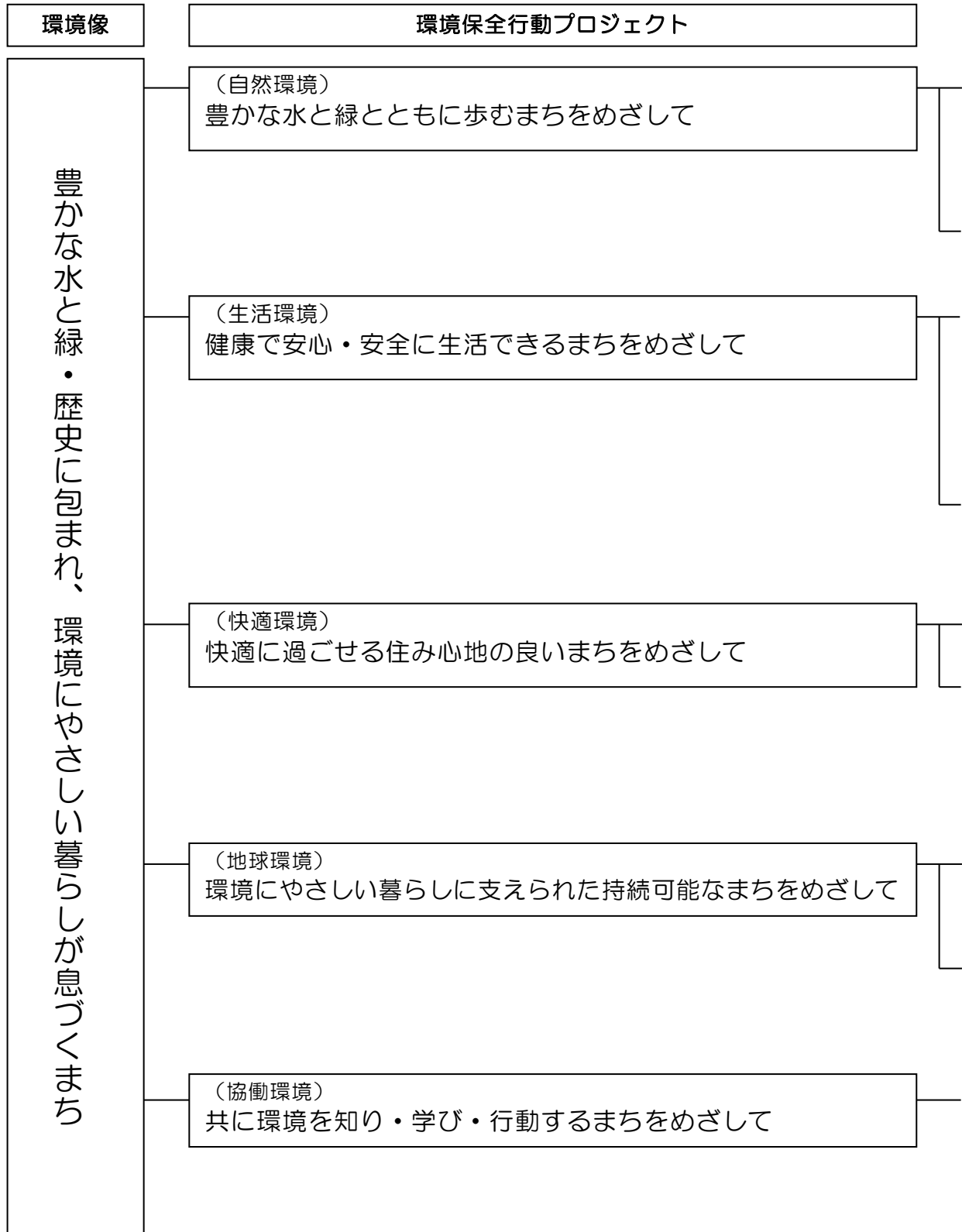
3-2 環境保全行動プロジェクトと取り組みの方針

望ましい環境像の実現に向けて、5つの環境保全行動プロジェクトと9つの取り組みの方針のもとで、環境保全行動の展開を図ります。



3-3 取り組みの体系

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの体系を以下に示します。





第4章 寄居町の環境保全行動プロジェクト

第3章に示した施策体系に基づき、寄居町の望ましい環境像の実現に向けて、以下の環境保全行動を推進していきます。

寄居町では、望ましい環境像は「町民・事業者・町」の三者協働により実現されるものと認識し、それぞれの「取り組みの方針」に向けた「取り組み項目」ごとに三者の役割を位置づけ、環境保全行動を実践していきます。

■ 環境保全行動プロジェクト1（自然環境）

豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1：豊かで美しい水と緑を保全しよう

数値目標

項目	現状	数値目標
町民満足度 （豊かな自然環境）	48.1% （平成27年度）	60%
森林整備事業面積	192.56ha （平成27年度）	280ha
耕作放棄地の面積	489ha （平成27年度）	527ha

（1）豊かな山の緑の保全・活用

町が実施する環境保全行動（施策）

- ・法令及び都市計画マスタープラン等に基づき、自然公園区域や山林、農地の保全に努めます。
- ・緑の基本計画の見直しを進め、本町の緑地環境の将来像を示すとともに、保全・再生すべき重要な緑地や、そのために必要な施策等を検討します。
- ・森林の持つ多様な機能を保全し治山を進めるため、保安林や水源かん養林の指定の確保に努めます。
- ・ふるさとの緑の景観地の保全を図ります。
- ・森林所有者・組織に対して、森林保全活動に対する補助を行います。
- ・鐘撞堂山の下草刈りにより、町の景観を維持します。

- 町民や事業者が森林の維持管理に参加する仕組みを検討します。
- 日本の里風布館でのイベントを通じ、里山の魅力を発信します。
- 緑の少年団の活動や、親子などを対象に自然・里山と触れ合う機会を創出します。

町民が実施する環境保全行動

- 身近な自然に関心を持ちましょう。
- 住宅周りの緑化に努め、緑のネットワークを広げましょう。
- ふるさとの緑の景観地、社寺林、屋敷林等を適切に保全しましょう。
- 緑化活動や森林ボランティアに参加しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 自然を大切にす事業活動に努めましょう。
- 開発行為を行う場合は、緑地や生態系の保全、自然景観との調和等に配慮しましょう。
- 建設事業においては、自然環境への影響の緩和に努めましょう。
- 事業所内の緑化に努め、緑のネットワークを広げましょう。
- 自然保護や環境保全のための活動を支援しましょう。

(2) 自然がもたらす清流と水循環の確保

町が実施する環境保全行動（施策）

- ・「名水百選」に認定されている風布川・日本水等の水資源の保全に努めます。
- ・町内を流れる河川や円良田湖、玉淀湖等の水辺空間を保全します。
- ・地域住民と協力し、清掃活動や整備を行い、水辺の良好な環境を保ちます。
- ・親水性や生態系に配慮しながら河川の改修を進めます。
- ・保安林・水源かん養林の保全に努めます。
- ・公共事業においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- ・公共施設においては、節水型機器等の導入を図ります。
- ・節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の啓発・高揚を図ります。

町民が実施する環境保全行動

- ・釣り糸やごみなどは、川に捨てずに持ち帰りましょう。
- ・河川などの清掃活動などに参加しましょう。
- ・水を大切に使いましょう。
- ・敷地や駐車場にはできるだけ土を残したり、雨水浸透ますを設置するなど雨水を地下に浸透させましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- ・河川などの清掃活動などに協力しましょう。
- ・水を大切に使いましょう。
- ・敷地や駐車場にはできるだけ土を残したり、雨水浸透ますを設置するなど雨水を地下に浸透させましょう。

(3) 農地の多面的機能の保全

町が実施する環境保全行動（施策）

- 雨水の保水や浸透、生物の生息空間、景観形成などの多面的な環境保全機能を持つ農地の保全に努めます。
- 法令に基づき、農用地区域の保全に努めます。
- 農林業振興ビジョンを策定し、計画的な農業振興を推進します。
- 苗木購入補助等の実施や農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消に努めます。
- 有機野菜等の生産を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- 農薬は環境に配慮し使いすぎないようにしましょう。
- 地元の安全な農産物を積極的に購入しましょう。
- 体験農業等への参加を通じて農業への理解を深めましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 農薬は環境に配慮し使いすぎないようにしましょう。
- 安全な食料の生産と流通に努めましょう。
- 食の安全性について消費者へ情報を提供しましょう。
- 地元の安全な農産物を積極的に生産・販売しましょう。
- 無農薬・減農薬栽培や有機栽培への取り組みを推進しましょう。
- 農地中間管理事業等に協力し、耕作放棄地の有効活用を図りましょう。

⇒ 取り組みの方針 2：まちに息づく生き物を保全しよう

数値目標

項目	現状	数値目標
モウセンゴケ株数	44株 (平成27年度)	80株

(1) 生き物と生き物の生育・生息空間の確保

町が実施する環境保全行動（施策）

- ・天然記念物モウセンゴケ自生地地域の環境を保全します。
- ・町に自生するカタクリを保全します。
- ・野生生物等の生息環境に配慮した河川や道路、都市公園の整備、緑化を推進します。
- ・都市公園の整備にあたっては、動植物の生息環境、地域の植生特性に配慮した緑化樹木を選定します。
- ・有害鳥獣や特定外来生物の捕獲事業等を進めます。
- ・町民や事業者、自然保護グループなどが、ビオトープづくりや生息空間の維持管理に積極的に参加できる仕組みについて検討します。
- ・自然観察教室などの開催・充実を図ります。
- ・県や自然保護グループと連携し、自然環境の情報収集と情報の共有化に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- ・生き物を大切にすることを育てましょう。
- ・自然の中に生息する生き物や身近な生き物の存在に目を向けましょう。
- ・生物のすみかとなる緑や水辺を大切にしましょう。
- ・川や池に外来種の魚を放流しないようにしましょう。
- ・自然観察会などに参加し、身近な自然について学びましょう。
- ・動植物の保全活動に参加しましょう。
- ・ペットの飼育マナーを守り、生態系を乱さないようにしましょう。
- ・ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- ・建設事業においては、生態系への影響の緩和に努めましょう。
- ・自然観察会の開催などに協力しましょう。
- ・動植物の保全活動に協力しましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト2（生活環境）

健康で安心・安全に生活できるまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1：公害のないまちを目指そう

数値目標

項目	現状	数値目標
光化学オキシダントの環境基準達成状況 （寄居測定局：大気汚染常時監視測定局）	0.124ppm （平成27年度） ※昼間の1時間値の最高値	環境基準の達成
二酸化硫黄濃度の環境基準達成状況 （寄居測定局：大気汚染常時監視測定局）	0.001ppm （平成27年度） ※日平均値の2%除外値	環境基準の達成維持
二酸化窒素濃度の環境基準達成状況 （寄居測定局及び寄居桜沢自排局：大気汚染常時監視測定局）	寄居測定局0.015ppm 桜沢自排局0.022ppm （平成27年度） ※日平均値の年間98%値	環境基準の達成維持
浮遊粒子状物質の環境基準達成状況 （寄居測定局：大気汚染常時監視測定局）	寄居測定局0.042ppm 桜沢自排局0.044ppm （平成27年度） ※日平均値の2%除外値	環境基準の達成維持
微小粒子状物質の環境基準達成状況 （寄居測定局：大気汚染常時監視測定局）	30.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※日平均値の年間98%値	環境基準の達成維持
町内河川の水質（BOD濃度）27河川30地点	2.5mg/l未滿 21地点 （平成25～27年度）	2.5mg/l未滿 30地点
生活排水処理施設の普及率（生活排水処理形態別普及計画人口）	70.1% （平成27年度）	82.7%

*環境基準

- ・光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下
- ・二酸化硫黄濃度 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下
- ・二酸化窒素濃度 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下
- ・浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下
- ・微小粒子状物質 1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

(1) 大気環境の保全

町が実施する環境保全行動（施策）

- 事業所に対して、「大気汚染防止法」等の法令に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 県や周辺の市町村等と連携して自動車などの移動発生源対策に努めます。
- 汚染物質の排出抑制に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 町の公用車については環境にやさしいエコカーの導入に努めます。
- 町民や事業者へのエコカーの普及・拡大を促進します。
- 空ぶかしや急加速はしない、経済速度を守る、自動車のトランクを倉庫代わりに使わない、アイドリングストップ運動などのエコドライブの実践を促進します。
- 公共交通機関の利用を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- 徒歩や自転車、バス、電車等の公共交通機関を利用するよう心掛けましょう。
- 車の買い替えのときには、エコカーの購入を検討しましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 野外焼却はやめましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- 従業員の通勤には公共交通機関の積極的な利用や、時差出勤などを推進しましょう。
- 一定距離の範囲内はマイカー通勤を抑制する制度をつくりましょう。
- 車の買い替えのときには、エコカーの購入を検討しましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 効率の良い貨物輸送に努めましょう。
- 野外焼却はやめましょう。

(2) 水質環境の保全

町が実施する環境保全行動（施策）

- 寄居町生活排水処理基本計画に基づき生活排水処理の適正化に努めます。
- 主要な河川の定期的な水質調査を実施します。
- 男衾駅周辺の用途地域内の公共下水道の整備を完了させます。
- 汚泥再生処理センターの効率的・経済的な処理方法を検討します。
- 公共下水道及び農業集落排水施設の接続率の向上を図るとともに、適切な維持管理を行います。
- 浄化槽設置に係る補助金の交付や浄化槽市町村整備推進事業の導入などにより、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理について啓発を行います。
- 事業所に対して、「水質汚濁防止法」等の法令に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 家庭における適正な排水処理の促進に向けた、情報提供や意識啓発を推進します。
- 町民参加による河川・水路の清掃活動を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- 公共下水道区域内については、すみやかに公共下水道への接続を行いましょう。
- 農業集落排水事業の受益者の方は、すみやかに農業集落排水への接続を行いましょう。
- 公共下水道区域外については、合併処理浄化槽を設置し、また単独処理浄化槽と汲み取りトイレについては合併処理浄化槽に転換しまししょう。
- 環境にやさしい石けんや洗剤を使いましょう。
- 河川の清掃活動に参加しまししょう。
- 浄化槽の機能保持のため清掃、保守点検、法定検査を実施しまししょう。
- 食べかすや廃油を排水口に流さないようしまししょう。
- 風呂の残り湯を有効に使いましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 法令などに基づく規制基準を遵守しまししょう。
- 河川の清掃活動に協力しまししょう。
- 水の再利用システムの設置に努めまししょう。
- 節水型機器の普及利用に努めまししょう。

(3) 騒音・振動の防止

町が実施する環境保全行動（施策）

- 事業所に対して、「騒音規制法」や「振動規制法」等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音・振動の低減対策に努めます。
- 騒音・振動防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 空ぶかしや急加速はしない、経済速度を守る、自動車のトランクを倉庫代わりに使わないなどのエコドライブや住宅地内等における低速走行の実践を促進します。
- 道路の維持補修を推進します。
- 町民一人ひとりの騒音防止について意識啓発に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- カラオケ、ペットの鳴き声などが近所の迷惑にならないようにしましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- 低騒音・低振動型機械を導入するように努めましょう。
- 緑地などの緩衝空間の確保などにより、騒音の防止に努めましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 生活道路への車の通り抜けはさけましょう。

(4) その他の公害の防止

町が実施する環境保全行動（施策）

- 土壌汚染を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 土壌汚染防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 悪臭を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 悪臭防止のための諸施策を実施し、生活環境の保全に努めます。
- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 悪臭防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 「寄居町土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」に基づく、規制・基準の遵守について指導に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- 食べかすや廃油を排水口に流さないようにしましょう。
- 川や用水路の清掃に参加しましょう。
- 不法な埋立て等に厳しい目を向けましょう。
- 危険な行為や悪質な行為を見つけた場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- 重金属等による土壌汚染を起こさないよう適正に管理しましょう。
- 川や用水路の清掃に参加しましょう。
- 「寄居町土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」及び「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づく、規制・基準を遵守しましょう。

⇒ 取り組みの方針 2：有害化学物質の排出を防ごう

数値目標

項目	現状	数値目標
ダイオキシン類の環境基準達成状況	大気 0.038 pg-TEQ/m ³ (平成27年度)	環境基準の達成維持

*ダイオキシン類の環境基準 大気 0.6pg-TEQ/m³

(1) ダイオキシン類対策等の推進

町が実施する環境保全行動（施策）

- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・違法な野外焼却の防止を徹底します。
- ・寄居町「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づく適正な廃棄物処理を推進します。
- ・町民に対し、ごみの分別の徹底を要請し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。
- ・ダイオキシン類等の有害化学物質に関わる情報の収集及び提供に努めます。
- ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づき、国及び県と連携し、有害化学物質の使用や排出状況等に関する情報提供を行います。
- ・農薬の適正使用や管理について指導を図ります。
- ・国や県等と連携を図りながら、有害化学物質の削減に向けた取り組みについての検討に努めます。
- ・放射性物質については、定期的に測定を行い安全性について監視します。

町民が実施する環境保全行動

- ・ダイオキシン類等の有害化学物質について正しい知識を身につけましょう。
- ・使い捨て商品を控え、長く利用できる商品を購入しましょう。
- ・有害性のある有機溶剤やフロンを使用した製品は購入しないようにしましょう。
- ・野外焼却はやめましょう。
- ・家の新築や改築の際には、有害な建材や塗料を使わないようにしましょう。
- ・農薬は環境に配慮し使いすぎないようにしましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 法令などに基づく規制規準を遵守しましょう。
- 野外焼却はやめましょう。
- 建物の建設にあたっては、シックハウス対策を行いましょう。
- P R T R制度に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、県を通じて国に届け出ましょう。
- 有機溶剤などの環境を汚染する物質は適正に管理しましょう。
- 建築物解体にあたっては、有害物質であるアスベスト等が飛散しないようにしましょう。
- 化学薬品の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を十分に調べましょう。
- 有害な物質を含む塗料や溶剤の使用をやめましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト3（快適環境）

快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1：きれいで清潔なまちにしよう

数値目標

項目	現状	数値目標
不法投棄に関する報告件数	26件 (平成27年度)	13件

(1) ごみの不法投棄の防止

町が実施する環境保全行動（施策）

- ・ 廃棄物の不法投棄監視活動の強化を図ります。
- ・ 不法投棄された産業廃棄物の撤去を県に要望します。
- ・ ごみのポイ捨て防止や持ち帰りの啓発活動を推進します。
- ・ 広報活動などを通じて、犬のフンを持ち帰るなど、ペットの適正飼育を指導します。

町民が実施する環境保全行動

- ・ 空き缶やたばこなどのポイ捨てはやめましょう。
- ・ 犬のフンは持ち帰る、放し飼いをしない等、ペット飼育のマナーを守りましょう。
- ・ 行楽地でのごみは持ち帰りましょう。
- ・ 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- ・ 不法投棄はやめましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- ・ 地域の環境美化活動や清掃活動に協力しましょう。
- ・ 不法投棄はやめましょう。
- ・ 廃棄物の適正処理に努めましょう。

⇒ 取り組みの方針 2：暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう

数値目標

項目	現状	数値目標
町民満足度（土地利用のバランス）	8.1% （平成27年度）	15%
町民満足度（公共交通の利便性）	11.7% （平成27年度）	15%
公共交通利用者数 （3路線合計）※	227万人 （平成26年利用者数）	227万人
町民満足度（公園や緑地の整備状況）	6.4% （平成27年度）	20%
街区公園の清掃等の活動回数	27回 （平成27年度）	27回
環境美化サポート制度による緑地等の整備箇所数	6箇所 （平成27年度）	8箇所
鉢形城公園・歴史館に対する満足度	71.2% （平成27年度）	80%

※JR八高線、秩父線、東武東上線の合計

（1）環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進

町が実施する環境保全行動（施策）

- 都市計画マスタープランを見直し、立地適正化計画の策定等により、コンパクトで自然と市街地の調和のとれた活力あるまちづくりを推進します。
- 寄居町中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の整備改善や商工業の振興による快適で良好なまちづくりを目指します。
- 荒川周辺の水辺整備や回遊性を高めるルート設定など、中心市街地の活気を創出するまちづくりを進めます。
- 男衾駅周辺の新市街地整備を推進し、民間事業者等の活力を活かした開発手法について検討を進めます。
- 東武東上線の利便性の向上を要望するほか、路線バスや愛のりタクシー等の公共交通網の再構築を図り、自家用車に依存しないまちづくりを進めます。
- 駅や公共施設の未整備箇所にスロープや多目的トイレ等を設置し、バリアフリー化に取り組みます。
- 歩車道の分離と交通安全施設の整備を図ります。
- 駐輪場の整備と放置自転車の監視活動の強化を図ります。

町民が実施する環境保全行動

- まちづくりの活動に積極的に参加しましょう。
- 違法駐車・駐輪はやめましょう。
- 出かけるときは徒歩や自転車、公共交通を活用し、自家用車の利用を減らしましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設整備に努めましょう。
- 敷地内に十分な駐車場・駐輪場を確保し、道路上に迷惑駐車や駐輪をしない、させないようにしましょう。
- 通勤や事業活動において公共交通を活用し、自家用車・営業車の利用を減らしましょう。

(2) 緑豊かな景観・街並みの形成

町が実施する環境保全行動（施策）

- 大規模な建築物などの届出に対しては、「埼玉県景観条例」による指導・助言を行います。
- 寄居町緑の基本計画を見直し、町の公園・緑地の将来像を定め、整備・保全施策を推進します。
- 公共施設や道路沿道については、地域の特性を踏まえた樹種による緑化を推進します。
- 公園・緑地の維持管理・環境づくりを地元住民と協力しながら行います。
- ボランティアによる植樹帯に花を植えるなどのモデル事業を推進します。
- ベランダ緑化や生垣緑化など、個人住宅や事業所における緑化の普及に努めます。
- 空き地の所有者に対し、雑草の除去など適正な管理を行うよう指導します。
- 空家等の所有者または管理者に対し、適正な管理を行うよう指導します。

町民が実施する環境保全行動

- 住宅周りの緑化に努めましょう。
- 家の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにしましょう。
- 空き地の雑草や立木が近所の迷惑にならないようにしましょう。
- 町民参加型の公園・緑地の維持管理、環境づくりに参加しましょう。
- 地域の緑化活動に参加しましょう。
- ふるさとの緑の景観地をはじめ、社寺林、屋敷林を保全しましょう。
- 空家等の所有者または管理者は、空家等の適正な管理に努めましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 事業所内の緑化に努めましょう。
- 緑化活動への参加・支援をしましょう。
- 地域の緑化活動に協力しましょう。
- 屋外広告物は周囲の環境や景観に配慮したものにしましょう。
- 事業所の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにしましょう。
- 照明による光害が生じないように努めましょう。

(3) 歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 文化財の保存・管理を推進します。
- 文化財保護思想の普及・啓発を図ります。
- 鉢形城公園を適正に維持管理・活用するとともに、城跡の発掘調査・保存整備を推進します。
- 鉢形城歴史館のリニューアルやイベントの開催など、管理・運営を行います。
- 秩父往還の街道筋や宿場町・城下町の面影を活かし、歴史や文化の香りが漂うまちづくりを進めます。
- 各種祭りや伝統行事の実施主体に対する支援を行います。
- 古くから受け継がれている地域の伝統行事が若者たちに継承されていく環境をつくっていきます。

町民が実施する環境保全行動

- 歴史的な建物や史跡に親しみ、保全しましょう。
- 歴史や文化を学び、次世代に伝えていきましょう。
- 地域における伝統行事等に参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 伝統技術や産業文化を保全継承し町民への公開に努めましょう。
- 地域における伝統行事等に参加・協力しましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト4（地球環境）

環境にやさしい暮らしに支えられた 持続可能なまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1：低炭素社会の実現に取り組もう

数値目標

項目	現状	数値目標
公用車におけるハイブリッド車、電気自動車台数	10台 (平成27年度)	20台
庁舎等照明LED化率	10%未満 (平成28年度)	90%以上

(1) 低炭素型機器・設備の導入の促進

町が実施する環境保全行動（施策）

- 太陽光等、自然エネルギーの利用推進に努めます。
- 町役場庁舎等で使用する電気は、コストのほか、事業者の環境配慮の姿勢を考慮して購入先を決定します。
- 公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進します。
- 町役場庁舎の照明や防犯灯のLED化を推進します。
- 公用車の更新時は、エコカー（ハイブリッド自動車・電気自動車・低燃費車）への転換を進めます。
- 水道の老朽管の更新を推進し、安定給水に努めます。
- 町民、事業者に対し、低炭素型機器の利用の意義や導入効果に関する情報提供やイベント、講座の開催を行います。
- 町民、事業者などの低炭素型機器の利用に向けた調査・研究を推進します。

町民が実施する環境保全行動

- 省電力・省エネルギー型の家電製品を購入しましょう。
- 照明のLED化を進めましょう。
- 高効率型給湯器^(※1)を積極的に導入しましょう。
- 車を買うときは、エコカーの購入を考えましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用、雨水利用を積極的に導入しましょう。
- 住宅を建てるときは、採光や風通し、複層ガラス、断熱材等の工夫などにより、エネルギー効率を考えた省エネ住宅にしましょう。
- HEMS^(※2)や省エネナビを導入し家庭のエネルギー消費の見える化を図りましょう。

※1 高効率型給湯器：エネルギーの消費効率に優れた給湯器。潜熱回収型、ガスエンジン型、ヒートポンプ型などがある。

※2 HEMS：ホームエネルギーマネジメントシステムの略。電気やガスなどの使用量の「見える化」や、家電機器の「自動制御」により、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム。

事業者が実施する環境保全行動

- 太陽光発電や太陽熱利用、雨水利用を積極的に導入しましょう。
- コージェネレーションシステム^(※3)等の新エネルギー導入を検討しましょう。
- 生産ラインの省エネルギー化や廃熱利用を進めましょう。
- 省エネ型の電気製品を購入するようにしましょう。
- 採光や風通し、材質の工夫などエネルギー効率のよい省エネオフィスにしましょう。

※3 コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する、高効率のエネルギー供給システム。

(2) 環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編、事務事業編)を策定し、総合的な地球温暖化対策や省エネルギー対策を推進します。
- 冷暖房の適正な温度設定、クールビズ・ウォームビズ、照明・パソコン等のこまめなオン・オフなど、町職員の率先的な省エネ行動を実践します。
- 公共交通機関の利用やアイドリングストップ運動などのエコドライブの実践を促進します。
- 電気自動車の効率的な運用を推進します。
- 情報提供、意識啓発により家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- 節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。
- 冷房の設定温度は高めに、暖房は低めにしましょう。
- 緑のカーテンやすだれの利用などにより、冷房の利用を抑制しましょう。
- 照明などをこまめに消しましょう。
- 冷暖房機やテレビなどの利用をできるかぎり自粛しましょう。
- 電気製品を使用しないときは、コンセントを抜きましょう。
- 風呂の残り湯を有効に使いましょう。
- 雨水利用を進めましょう。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用するようにしましょう。
- ノーカーデーに協力しましょう。
- アイドリングストップやエコドライブを実行しましょう。
- 環境家計簿をつけてみましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 冷房の設定温度は高めに、暖房は低めにしましょう。
- クールビズ・ウォームビズを実践しましょう。
- 緑のカーテンの植栽や、断熱シート、複層ガラスの利用などにより、冷房の利用を抑制しましょう。
- 昼休みや不用箇所の消灯、OA機器の省エネ対策を実践しましょう。
- 深夜電力を活用しましょう。
- アイドリングストップやエコドライブを実践しましょう。
- 公共交通の利用やノーカーデーなど、自家用車・社用車の利用を減らしましょう。
- フロンガスを使用している製品の利用を自粛しましょう。
- ISO14001 など環境マネジメントシステムの導入を検討しましょう。

⇒ 取り組みの方針 2：資源循環型のライフスタイルを実践しよう

数値目標

項目	現状	数値目標
資源回収量	294 t/年 (平成27年度)	300 t/年
リサイクル活動団体資源物回収量	797 t/年	800 t/年
可燃ごみ排出量 (町民一人あたり)	8,959.3 t (0.26 t) (平成27年度)	8,076.6 t (0.25 t)

(1) ごみの発生抑制とリサイクルの推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 大里広域市町村組合との連携により、ごみの減量、分別、リサイクルの推進に努めます。
- さらにごみの減量化とリサイクルのため、廃プラリサイクル事業などの検討を行います。
- 今後の廃棄物処理施設の設置については、彩の国資源循環工場区域内に限定し、その他の地域は認めないこととします。
- 公共施設における率先したごみの排出抑制を推進します。
- 建設工事等での廃棄物は再資源化による再生資材として公共工事での利用を進めます。
- 広報、パンフレット等による町民の自主的排出抑制・資源化方法に関する情報の提供に努めます。
- 地域のリサイクル活動を促進するため、活動団体への奨励金の支給を行います。
- 事業所での資源物の再利用・資源化方法についてパンフレット等による情報提供に努めます。
- 事業所内での再利用、自ら業者委託する等による資源化に関する指導を行います。
- 包装の簡素化・適正化に向けた町民への意識啓発及び、事業者に対する適正包装等の要請を図っていきます。
- 家電リサイクル法に基づく販売店への引き取り体制の指導を行います。
- 資源回収業者及び再生業者の確保に努め、業者との協議及び連絡・仲介体制を整備します。

町民が実施する環境保全行動

- ごみを出さないように工夫しましょう。
- 買い物は、買い物袋を持参しましょう。
- 過剰包装を断りましょう。
- 量り売り、詰め替え品（シャンプー洗剤）等を利用しましょう。
- 長く使える商品を購入し、使い捨て商品は買わないように心掛けましょう。
- エコ商品やリサイクル商品、リサイクル可能な商品を利用しましょう。
- 物品は修理して長く使いましょう。
- リサイクル活動やごみゼロ運動に参加しましょう。
- 生ごみは、できるかぎり堆肥化して土に戻しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 廃棄物に関する法令等の規制基準を遵守しましょう。
- 耐久性のある製品や再利用・再資源化しやすい製品の開発に努めましょう。
- 製造過程での廃棄物の発生の抑制や包装材を減量しましょう。
- 建設事業において、資材は再利用できるものや再生品を選ぶとともに、産業廃棄物の排出を抑制しましょう。
- 生ごみの堆肥化や飼料化など資源化を検討しましょう。
- トレーなど包装容器を回収し、再資源化に努めましょう。
- 買い物袋や容器持参運動を実施するとともに、過剰包装を自粛しましょう。
- 事務用品等はリサイクル製品を購入し、封筒等は繰り返し利用しましょう。
- 両面コピー、両面印刷で会議資料の簡素化を図りましょう。
- エコストアの認定を取得しましょう。
- 彩の国資源循環工場を活用した新たな廃棄物の資源化について検討しましょう。

(2) 廃棄物の適正な処理の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 寄居町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく適正な処理を実施します。
- ごみの分別の徹底に向けた指導に努めます。
- 各種の法令に準じた分別方法、回収等を推進します。
- 不法投棄、違法行為の防止に向けて、県をはじめ関係機関と協議し、監視・指導体制の強化を図ります。
- 埼玉県環境整備センターへの埋立て廃棄物や放流水等について定期的な検査を実施します。

町民が実施する環境保全行動

- ごみの分別を徹底しましょう。
- ごみは決められた日、決められた場所に出しましょう。
- ごみの出し方は地区のルールを守りましょう。
- 野外焼却はやめましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 法令等の規制基準を遵守しましょう。
- 野外焼却はやめましょう。
- 事業系ごみは町や県の許可を受けた処理業者へ委託して適正に処理しましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト5（協働環境）

共に環境を知り・学び・行動する

まちをめざして

⇒ 取り組みの方針1：環境にやさしい行動をする人の環を広げよう

数値目標

項目	現 状	数値目標
環境学習講座開催回数	4回 (平成27年度)	5回
緑の少年団活動参加者数	99人 (平成27年度)	120人
環境美化活動への参加者数	13,847人 (平成27年度)	15,000人

(1) 環境情報の共有化の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・モニタリング調査により、町の環境の状況を監視・把握します。
- ・新たな環境問題や環境関連政策等の情報収集に努めます。
- ・環境保全に関わる町民・事業者等の意見の把握に努めます。
- ・県や町民団体、事業者との連携を図り、環境情報の収集や情報の共有化に努めます。
- ・ホームページや広報誌などを充実し、環境関連の情報を積極的に発信します。

町民が実施する環境保全行動

- ・町が実施する環境調査やアンケート調査などに協力しましょう。
- ・町民団体等が行う環境調査活動等に参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 町が実施する環境調査やアンケート調査などに協力しましょう。
- 町民団体等が行う環境調査活動等への協力や支援をしましょう。
- 環境保全技術や取り組みの情報を積極的に発信しましょう。

(2) 環境教育・学習の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 地域との連携・協働を図りながら、学校における環境教育を推進します。
- 小学校低学年層を対象とした環境学習、小・中学生を対象としたアンケートを実施し、低炭素化や省エネルギーに対する意識を高めます。
- 自然活用型イベントの拡充を図ります。
- 生涯学習による環境学習プログラムを検討します。
- 環境保全に関する各種講座・教室の充実を図ります。
- 町民や事業者の自主的な環境学習活動を支援します。
- 環境保全に資する社会教育関係団体の育成・援助を図ります。
- 寄居生活学の達人登録などを通じ、環境関連の知識や技能を持った人材を発掘し、活用します。

町民が実施する環境保全行動

- 家庭で環境問題について話し合いましょう。
- 身近な環境調査やこどもエコクラブなどに参加しましょう。
- 自然観察会等に参加しましょう。
- 環境学習講座に参加しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 事業所内外での環境学習会を開催・参加しましょう。
- 環境学習を進めるために事業所内で環境学習リーダーを育成しましょう。

(3) 協働による環境保全活動の展開

町が実施する環境保全行動(施策)

- コミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの活性化に努めます。
- 公園・緑地の維持管理や環境美化活動など、町民参加型の環境保全活動を支援し、協働の機会を充実します。
- ボランティアへの興味や関心を深めるきっかけづくりや、情報提供を積極的に行います。
- ボランティア活動等を主導するリーダー・人材の育成に取り組みます。
- NPO 法人などの活動情報の収集・提供に努め、NPO 法人、町民、町それぞれの橋渡しの役割を果たします。
- 事業者との森づくり協定の締結など、事業者との協働による環境保全活動の拡大に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- 地域コミュニティによる環境美化活動等に参加しましょう。
- NPO・町民団体等による環境保全活動・イベント等に参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 事業者の人材や知識を活かし、地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
- NPO・町民団体等の活動を支援しましょう。
- 町との森づくり協定の締結など、町との協働による環境保全活動の拡大に努めます。

第5章 計画の進行管理

5-1 各主体の役割

現在の環境問題は、私たちの便利な暮らしを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが原因となっており、町民・事業者・町など社会を構成するすべての主体が当事者となっています。

このような環境問題を解決するには、私たちの暮らしや事業活動が及ぼす環境への影響を正しく認識し、町民・事業者・町の三者がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、自主的な環境配慮行動に努めるとともに、三者が連携を強化し、協働の取り組みを広げていくことが求められます。

1. 町の役割

町は、寄居町環境基本条例及び寄居町環境基本計画に基づき、国や県、町民・事業者との協働により、環境保全に向けての施策を企画・推進します。

また、町民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・運営を行い、町民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、町自らが消費者であり、事業者であることを認識し、町が実施する事務及び事業において率先して環境保全活動に取り組みます。

2. 町民の役割

町民は、寄居町をはじめとする地球環境の保全と創造を推進するうえでの原動力であることを認識し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していきます。

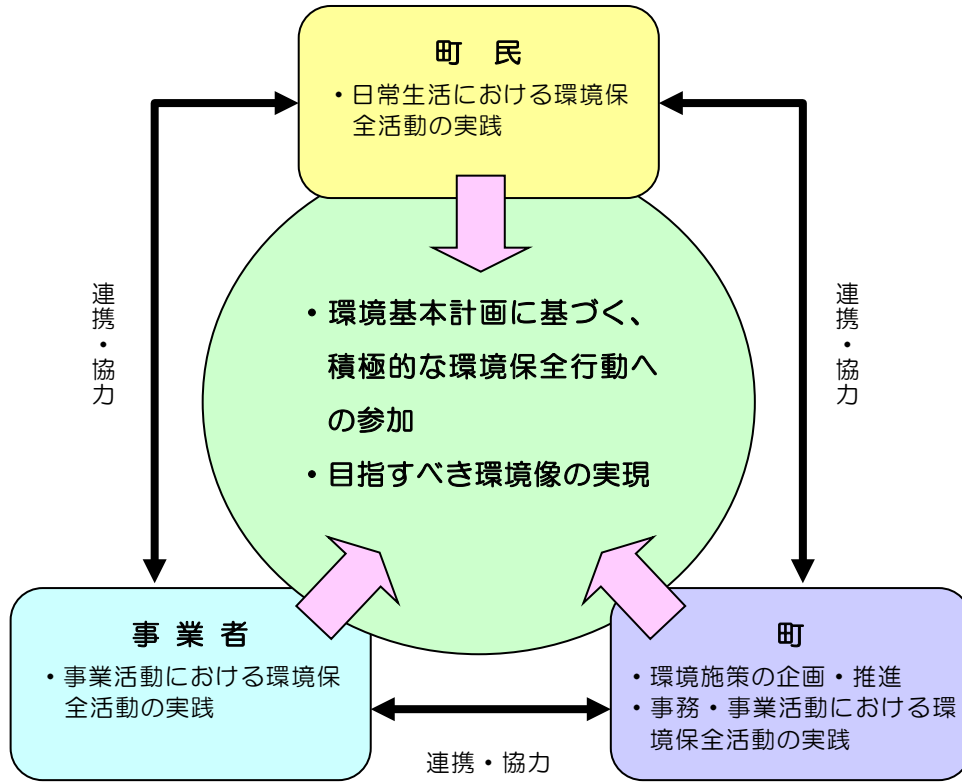
また、目指すべき環境像の達成に向けて町や事業者と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や行政施策へ積極的に参加・協力します。

3. 事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めます。

また、目指すべき環境像の達成に向けて町や町民と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や行政施策へ積極的に参加・協力します。

■ 計画の推進イメージ



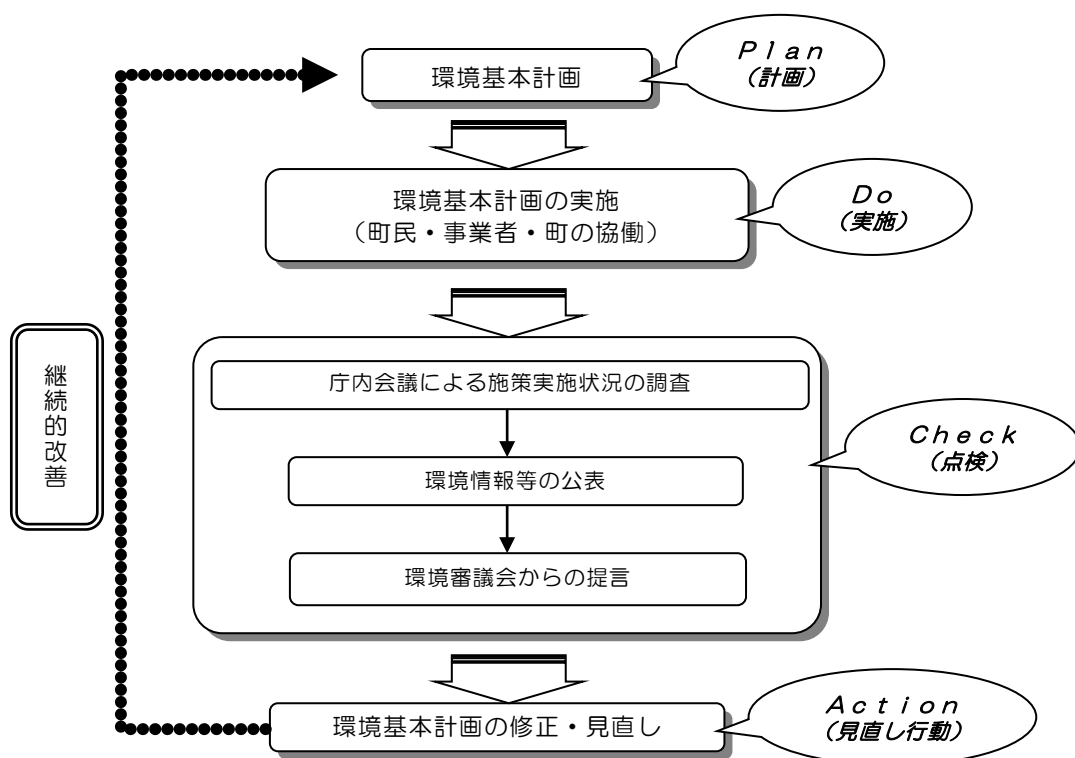
5-2 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

本計画は、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し行動）のサイクルにより、計画の推進状況を評価・把握しつつ推進していきます。

計画及び施策の実施状況は、担当課により各種データ等の調査を実施し、その結果を庁内会議へ報告することにより、全庁的に計画推進状況の定期的な把握・調査を行います。

これらの結果は、環境審議会等への報告を通じて意見・提言をいただき、継続的に計画を見直し、実行する体制を構築します。



2. 環境情報等の公表

計画推進の実効性及び透明性を明らかにするため、計画の進捗状況や目標達成状況について、広報やインターネット等を通じて町民・事業者へ公表していきます。

3. 町の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するために、庁内会議を組織し、環境施策を総合的・計画的に推進します。

4. 環境審議会への報告

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくため、環境施策に関する取り組みの実施状況及び目標の達成状況について「環境審議会」に報告し、意見・提言を受けます。

5. 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

資料 1 寄居町環境基本条例

寄居町環境基本条例

平成14年12月24日条例第39号

平成18年 3月24日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように、すべての者の取組によって推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、日常生活及び事業活動において、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を

防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- 一 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
 - 二 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
 - 三 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるよう努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮の優先)

第7条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造への配慮に努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - 二 その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるように必要な措置を講ずるとともに、寄居町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(規制の措置)

第9条 町長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成の措置)

第10条 町は、環境の保全及び創造について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び町民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第13条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、第12条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第15条 町は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第16条 町は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に町民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第18条 町は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(町民及び事業者との連携)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、協力及び参画を求める等町民及び事業者等との連携に努めるものとする。

(環境審議会)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、寄居町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 環境基本計画に関する事項
- 二 その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員9人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 町議会議員
- 二 識見を有する者
- 三 町民の代表者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料2 寄居町環境審議会規則

寄居町環境審議会規則

(平成14年12月24日規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、寄居町環境基本条例(平成14年寄居町条例第39条号)第21条第5項の規定に基づき、寄居町環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長一人及び副会長一人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己等の利害に直接関係のある事項を審議する場合は、議事に加わることができない。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境保全主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)抄

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料3 環境用語集

(ア行)

● アイドリングストップ

自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること(アイドリング)は、出来るだけやめようということ。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、排ガスも減らせる。

● 愛のりタクシー

町が平成 25 年度から開始した、交通手段に不便をきたしている方に自宅から目的地まで、乗り合いタクシーによる送迎サービスを行う事業の名称。複数の方が相乗りで利用することができ大変便利、そして未永く町民に愛されるタクシーであってほしいという願いをこめて名付けられた。

● エコカー

環境への負担が少ない車の総称。従来のエンジンの改良、電気自動車、エンジンと電気モーターのハイブリッドなどが試みられている。エコロジーカー。環境対応車。

● エコストア

環境配慮型小売(エコストア)」とは、「環境負荷の削減に向けて、明確な活動方針を定め、実行する小売・店舗のこと」としている。

● エコドライブ

停車中のアイドリングをしない、急加速や急発進をせず適正速度を守る、適切な整備をする、電車やバスの利用等により車の利用を減らすなど、環境に配慮して自動車を利用すること。

● エコライフ

省エネルギーや廃棄物の削減、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した日常生活のこと。

● NPO 法人

NPO とは「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」と言う。

● 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。京都議定書では、温室効果ガスとして二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類とされている。

(カ行)

● 外来種

一般的には、「外来生物」とほぼ同義で用いられている事が多い。

導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育または生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)。

● 合併処理浄化槽

水洗し尿及び生活雑排水(厨房排水、洗たく排水等)と一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する

施設をいう。

なお、従前は水洗し尿のみを処理する施設（単独処理浄化槽）も浄化槽に含まれていたが、改正浄化槽法の施行（平成 13 年 4 月 1 日）に伴い、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設（合併処理浄化槽）に一本化された。

● 環境教育・環境学習

人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの

● 環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析すると同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

● 環境基準

環境基本法により国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

● 環境基本法

平成 5(1993)年 11 月 19 日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的強調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

● 環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では

環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

● 環境美化サポート制度

町が管理している道路や公共施設、公園などの清掃や植栽の美化活動をボランティアでやっていただける団体や企業を支援する制度。

● 環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。

環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構が定めた国際規格 ISO14001 がある。

● 帰化植物

人為的な導入や偶発的な移入により侵入・定着し、野生化した植物（外来種のうち野外に定着したものを帰化種という）。

● 気候変動枠組条約締約国会議（COP21）／パリ協定

2015 年 12 月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択された。

パリ協定では途上国を含め条約に加盟するすべての国・地域が責任を負うこととなった。また、世界共通の目標として産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑え、さらに 1.5 度に収めるよう努力することが明記された。

● 協働

市民・事業者・民間団体・市が対等の立場で連携し、お互いの信頼関係のもと、力

を合わせ、協力しまちづくりに働くこと。

● 経済速度

経済速度とは、交通の円滑な交通流を乱すことなくできるだけ低いエンジン回転数で効率良く走れるスピードのことをいう。

● 県立長瀬玉淀自然公園

荒川中流域に広く分布する三波川変成岩類による特有な渓谷をなし、紅簾片岩や石墨片岩・緑泥片岩などの結晶片岩からなる長瀬の岩畳は、自然科学の宝庫であり、関東でも有数の景勝地である。また、桜の名所「関東の吉野山」を目指して約一万本の桜が植えられている「美の山国民休養地」がある。

● 公害

公害は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下及び(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この(1)から(7)までの7種類は”典型7公害”と呼ばれている。

● 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN (Peroxy-acetylnitrate) 等の酸化物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目や喉などの粘膜を刺激することがある。

● 高効率型給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。潜熱回収型、ガスエンジン型、ヒートポンプ型などがある。

● コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する、高効率のエネルギー供給システム。

● こどもエコクラブ

子供たちの環境保全意識を醸成するとともに、地域の中で仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組、活動を目的とした団体活動のことで、平成7年6月5日(環境の日)より環境省によって行われている。

(サ行)

● 彩の国資源循環工場

「彩の国資源循環工場」は、民間リサイクル施設(借地事業者)、PFIサーマルリサイクル施設(PFI事業者)、県営最終処分場、県と民間の研究施設で構成する総合的な「資源循環モデル施設」である。寄居町にある環境整備センター(県営最終処分場)内に整備されている。

● 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

● シックハウス(症候群)

近年、住宅の高気密化などが進むに従って、建材等から発生する化学物質などによる室内空気汚染等と、それによる健康影響が指摘され、「シックハウス症候群」と呼ばれている。その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によってさまざまである。

● (資源)循環型(社会)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、まず製品等が廃棄物等と

なることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

● 省資源・省エネルギー

石油や石炭、森林などの希少で限りある資源・エネルギーの枯渇を防ぐため、その消費の削減を図り、無駄をなくし、効率的に利用すること。また、再利用・再生利用したりすること。

● 浄化槽市町村整備推進事業

町が主体となって、個人の住宅等に浄化槽を設置し、住民が使用料を負担しながら、町が維持管理を行っていく事業のこと。

● 新エネルギー

新エネルギーとは、従来使っていた石油、石炭、天然ガス、原子力、水力などのエネルギーに対し、今後研究開発・導入が図られる新規開発エネルギーをいう。具体的には、太陽エネルギーなどのクリーンで無尽蔵な「再生可能エネルギー」、廃棄物や排熱などを利用する「リサイクル型エネルギー」、従来のエネルギー利用の効率化や環境との調和を図る「従来型エネルギーの新利用形態」などがある。

● 浸透ます

ますの底面・側面を砕石等で充填し、建物に降った雨水を集めて、砕石等を通し土中に浸透させるもの。

● 水源かん養（機能）

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

● 水源の森百選

森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、林野庁では、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられている等の代表的な森について「水源の森百選」として選定することとし、平成6年12月から学識者で構成する委員会による検討を進め、平成7年7月にこれを取りまとめた。

● 生態系

ある地域におけるすべての動植物や気候や土壌などのつながり（機構）のこと。これらの中では、様々なエネルギーや物質の循環が行われ、すべての構成要素が役割を果たし一つの機構（システム）を構成している。地球上にはそれぞれの環境に応じて様々な生態系が構成され、そこには多種多様な生物が生息している。

● 生物化学的酸素要求量（BOD）

BODはBiochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは河川の水の汚染状況を表わすのに用いられる。

（タ行）

● ダイオキシン

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程などで自然に生成されてしまう毒性のある物質のこと。

約75種類あるダイオキシン類全体の濃度（毒性の強さ）をひとまとめにして表す単位として、通常pg-TEQを用いる。

● 大気汚染

大気汚染物質には、一酸化炭素、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、炭化水素、鉛化合物、重金属などがあげられ、これらがばい煙、浮遊粒子状物質排気ガスとなって大気を汚染している。

寄居町には寄居測定局、寄居桜沢自排局

において大気汚染に関する測定を行っている。

● 地球温暖化

近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が上昇している。その結果、近い将来地球の気温が上昇して気候変動や海面上昇等が起こり、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書では、地球温暖化の将来予測について、厳しい温暖化対策を取った場合 1986年～2005年と比べて2081年～2100年までの世界の平均地上気温が0.3～1.7℃上昇し、世界の平均海面水位が26～55cm上昇する可能性が高いことが予測されている。一方、厳しい温暖化対策を取らなかった場合、平均気温が2.6～4.8℃、平均海面水位が45～82cm上昇する可能性が高いと予測されている。

● 地産地消

国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものである。

● 低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告(2007年)により、このまま温暖化が進行すると地球環境への影響が極めて大きくなることが報告されたことから、21世紀中に二酸化炭素を大幅削減する提案が行われるようになった。

● 透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。

地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。

また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。

● 特定外来生物

人間の活動により他地域から持ち込まれた外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生き物のこと。

● 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(PRTR法)

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする法律。

(ナ行)

● 日本百名城

公益財団法人日本城郭協会で、全国各地の名城探訪の手がかりとして「日本100名城」の選定を進めていたが、城郭愛好家からの推薦、専門家による選定会議を経て100名城が確定し、平成18年2月13日に発表された。

● 二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。

主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

● 二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

(八行)

● バリアフリー

高齢者、障害者の日常生活や活動の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。

● ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

● 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生。この地震により宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では大きな被害を受けた。

● 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）よりも小さな粒子。

PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

● PDCA

(Plan・Do・Check・Action)

業務プロセスの管理手法のひとつで、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) という 4 段階の活動を繰り返すことにより、継続的にプロセスを改善していく手法。

● 浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち粒径が 10 ミクロン (1mm の 100 分の 1) 以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が 2.5 ミクロン以下のもの (PM2.5) については、特に健康影響が指摘されている。

● ふるさとの緑の景観地

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、武蔵野の面影を残す雑木林など、相当な広さにわたり埼玉らしさを感じさせる樹林を中心とした優れた景観を有する区域を指定するもの。

指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。埼玉県が指定する緑地。

● HEMS

ホームエネルギーマネジメントシステムの略。電気やガスなどの使用量の「見える化」や、家電機器の「自動制御」により、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム。

● 保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の

形質の変更等が規制される。

● 放射性物質

放射能をもつ物質。特に、その核種が特定されていない場合、または多数の放射性核種の混合物である場合にいう。

(マ行)

● 名水百選

環境省では、全国の清澄な水を再発見し、広く国民に紹介することを目的に、昭和60年3月に「名水百選」を選定した。また、平成20年6月には洞爺湖サミットの開催を記念して、新たに「平成の名水百選」を選定し、現在、日本全国に200の「名水」が選定されている。

● 水の郷百選

水環境保全の重要性について広く国民にPRし、水を守り、水を活かした地域づくりを推進するため、地域固有の水をめぐる歴史・文化や優れた水環境の保持・保全に努め、水と人との密接なつながりを形成し、水を活かしたまちづくりに優れた成果を上げている107地域を、「水の郷百選」として、国土交通省が認定した。

● 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、心豊かな人間に育てていくことを目的に活動する自主的な団体。

(ヤ行)

● 有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシンなど、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質(化学成分)を指す。

● ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

● 用途地域

都市計画法に基づく地域地区で、市街地での大枠の土地利用を住居、商業、工業など目的ごとに定めたもの。土地利用構想における「コンパクトな市街地を形成する地域」。

(ラ行)

● ライフスタイル

従来、衣食住を中心とした生活を生活様式と呼んできたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを含めてライフスタイルと呼ぶようになった。

● (農業の)6次産業化

生産(1次産業)・加工(2次産業)・流通販売(3次産業)を一体化した経営の多角化のこと。

第2次寄居町環境基本計画

平成29年4月

編集・発行 寄居町

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

TEL 048-581-2121 (代)



寄居町